

令和2年4月1日改定版

三重交通 I C カード (e m i c a) 乗車券
取扱約款

三重交通株式会社

三重交通 I C カード (e m i c a) 乗車券取扱約款

主管 バス営業部

制定 平成 2 8 年 4 月 1 日

改正 平成 3 0 年 8 月 2 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この約款は、三重交通株式会社（以下「当社」という）が I C カードを媒体とした回数乗車券（以下「I C カード乗車券」という）の利用者に提供するサービス内容とその利用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 I C カード乗車券の取り扱いについて、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この約款が優先します。

2 この約款が改定された場合、以後の I C カード乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めのない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「e m i c a (エミカ) 乗車券」とは、当社が発売する I C カード乗車券をいいます。
- (2) 「小児カード」とは、6 歳以上 1 2 歳未満の小児に対して発売する I C カードをいいます。
- (3) 「特割カード」とは、身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引、児童福祉法の適用を受ける方に対して発売する I C カードをいいます。
- (4) 「一般カード」とは、(2) 及び (3) の I C カード以外の I C カードをいいます。
- (5) 「I C 定期券」とは、e m i c a 乗車券に定期乗車券の機能を付加した I C カード乗車券をいいます。
- (6) 「S F (ストアードフェア)」とは、I C 乗車券に記録される金銭的価値で専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。
- (7) 「チャージ (入金)」とは、I C 乗車券に金銭的価値を付加することをいいます。
- (8) 「デポジット (預り金)」とは、I C カードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (9) 「利用ポイント」とは精算累計金額に応じて付与されるポイントをいいます。
- (10) 「ポイント付与」とは「利用ポイント」を S F に換算することをいい、「ポイン

ト額」とはポイント付与によるSFをいいます。

(11)「読取機」とは、電波によりICカードからの情報を読み取りまたは書き込みするためにバス車内の乗降口に設置された装置をいいます。

(12)「チャージ機」とは、emica乗車券にチャージできる機能をもった機器をいいます。

(emica乗車券の種類)

第4条 emica乗車券の種類は「別表1」に定めるものとします。

(契約の成立時期)

第5条 emica乗車券による契約の成立時期は、emica乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

(使用方法)

第6条 乗車の際は乗車口読取機に、降車の際は降車口読取機にemica乗車券をふれてください。

2 他のICカードと重ねて読取機にふれますと正しく反応しない場合があります。必ずemica乗車券1枚のみを読取機にふれてください。

3 emica乗車券は個人限定カードです。原則として本人使用に限ります(ただし無記名式カードは除きます)。

4 一般カードを、小児、割引運賃適用者及び複数人でご利用になる場合、降車口読取機にemica乗車券をふれる前に乗務員にお申し出ください。

5 emica乗車券の残額が運賃額に対し不足の場合は、emica乗車券にチャージされるか、現金等でお支払いいただく旨を乗務員にお申し出のうえ、不足分をお支払いください。

(取扱路線)

第7条 emica乗車券の取扱路線は、三重交通株式会社・三交伊勢志摩交通株式会社・三重急行自動車株式会社・八風バス株式会社が運行するバス路線のうち、当社が指定する路線とします。

ただし、一部路線(「別表2」に定めるもの)についてはご利用いただけません。

2 特割カードのうち、精神障害者割引を受ける方に対して発行したものは、当社運送約款第24条第2項に定める路線(「別表3」に記載)についてはご利用いただけません。

(制限事項等)

第8条 1回の乗車につき、2枚以上のemica乗車券を同時に使用することはできません。

2 偽造、変造または不正に作成されたemica乗車券を使用することはできません。

(制限または停止)

第9条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げる制

限または停止をすることがあります。

(1) 発売または再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止。

(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限。

2 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第2章 基本事項

(ICカードの所有権)

第10条 emica乗車券に使用するICカードの所有権は当社に帰属します。ただしカードの貸与時には通常同時に金銭的価値を付加するため、以降「発売」という表現とします。

2 emica乗車券が不要になった時およびそのemica乗車券を使用する資格を失ったときは、emica乗車券を返却しなければなりません。

3 当社の都合により、予告なく発売したemica乗車券を交換することがあります。(emica乗車券の発売条件)

第11条 emica乗車券は原則として個人限定カードとします。よって基本的に個人で複数のカードを所持することはできません(ただし当社が認めた場合を除きます)。

また、発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、emica乗車券に個人データを記録することに同意の上発売いたします。ただし、一般カード無記名式を希望される場合はこの限りではありません。

(デポジット)

第12条 当社は、emica乗車券を発売する際に、デポジット(預り金)としてICカード1枚につき500円を収受します。

2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更する場合があります。

3 emica乗車券を返却したときは、第13条、第26条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。

4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

5 当社は一定条件の下で、デポジットを免除することがあります。

(emica乗車券の失効)

第13条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージのいずれかの取り扱いを行った日の翌日、またはIC定期券の通用期間終了日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該emica乗車券は失効します。

2 前項により失効したemica乗車券のSFおよびデポジットの返却を請求することはできません。

(利用履歴の確認)

第14条 emica乗車券の利用履歴は、取扱窓口(一部除く)で確認することができます。なお直近の20件のみ利用履歴が確認できます(チャージ機においては直近10件)。

- 2 履歴の確認内容は、利用日時・乗降停留所・利用金額・チャージ額・ポイント付与数・ポイント残数・S F 残額です（チャージ機においては利用日時・利用金額・チャージ額・ポイント残数・S F 残額）。
- 3 お客様登録したカードは本人以外に履歴の開示をしません（本人であることの証明が必要です）。

（再印字）

第 15 条 e m i c a 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは使用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となった e m i c a 乗車券は、取扱窓口（一部除く）で券面表示事項の再印字を請求することができます（ただしカード裏面の刻印番号は再印字できません）。

（機器類の故障時）

第 16 条 万が一、機器類（バス車内の読取機など）が故障した場合は、乗車区間の運賃は e m i c a 乗車券以外の現金等でお支払いいただきます。

第 3 章 e m i c a 乗車券

（発売額）

第 17 条 e m i c a 乗車券の発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む）とします。

- 2 前項にかかわらず、発売額を変更することがあります。

（有効期限）

第 18 条 小児カードおよび特割カードにはカード利用の有効期限があります。

- 2 有効期限は「別表 1」に定めるものとします。

（運賃の減算）

第 19 条 e m i c a 乗車券を利用される場合には、乗車または降車時に当該乗車区間の普通運賃相当額を減算します。なお、小児カード、特割カードを利用される場合は、適用される割引後の額を減算します。

- 2 e m i c a 乗車券の残額が運賃額に対し不足の場合は、e m i c a 乗車券にチャージされるか現金等でお支払いください。

（利用ポイントの付与及び有効期限）

第 20 条 精算累計金額に応じて利用ポイントを付与します。

- 2 適用する付与ポイント・付与方法は「別表 4」に定めたとおりとします。なお付与ポイントは変更する場合があります。
- 3 利用ポイントの有効期限はありません。ただし第 26 条により無効となった場合及びカード払い戻し時に残っているポイントは無効とします。

（運賃の減算順序）

第 21 条 運賃の減算順序は S F のうちポイント分を優先的に減算します。ただし、ポイント分の残高が運賃額に満たない場合は、チャージ額から減算します。

（乗継割引）

第 22 条 精算後、60 分以内の乗り継ぎで、乗り継いだバスの運賃から 80 円を割引して減算します。小児カード及び特割カードは 40 円、小児特割カードは 20 円の割引を適用します（一部路線除く）。

2 IC 定期券は、バスの乗車区間のすべてが定期区間内の場合は割引対象になりません。

3 バスの遅れ等で 60 分を超えた場合は割引対象になりません。

4 読取機に e m i c a 乗車券を正しくふれないと割引対象になりません。

(チャージ)

第 23 条 e m i c a 乗車券はバス車内運賃箱、チャージ機、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部を除く）でチャージすることができます。

2 e m i c a 乗車券には S F 残額 35,000 円（ポイント分除く）を上限として、1,000 円単位で任意にチャージすることができます（ただし、バス車内は S F 残額 25,000 円以下の場合に、1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円単位で 10,000 円までチャージすることができます）。

(残高の確認)

第 24 条 e m i c a 乗車券の S F 残高は乗車口読取機、降車口読取機、チャージ機、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）により確認ができます。

(効力)

第 25 条 e m i c a 乗車券は、片道 1 回の乗車に限り有効なものとしします。

2 途中下車の取り扱いはいたしません。

(無効となる場合)

第 26 条 e m i c a 乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

(1) 記名人以外の者が使用した場合。

(2) 小児カードおよび特割カードで、使用資格のない方が利用した場合

(3) 偽造、変造または不正に作成された e m i c a 乗車券を所持している場合

(4) 破損等により利用できなくなり、旅客に責めがある場合。

(5) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第 27 条 第 26 条の各号のいずれかに該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃・割増運賃を收受する場合において、乗車地が判明しないときは当該運行系統または区間の始発停留所からの乗車とみなします。

(再発行)

第 28 条 e m i c a 乗車券は以下の場合に再発行をします。再発行には記名本人である証明が必要です。また無記名式カードは再発行の対象になりません。なお処理の都合上、再発行は使用停止の手続きの 3 営業日以降となり、再発行時点の残額・残ポイントにて再発行します。

2 紛失あるいは盗難にあった e m i c a 乗車券について、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）に提出することにより、残額・残ポイントを引き継いで発行します。この際、手数料 210 円とデポジット 500 円を申し受けます。また、使用停止手続きを受けた後、これを取り消すことはできません。

3 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを e m i c a 取扱窓口（一部除く）に提出することにより、残額・残ポイントを引き継いで発行します（旅客に責めがある場合は、手数料 210 円とデポジット 500 円が別途必要です。また旅客に責めがない場合でもカード裏面の刻印番号が判読できない場合は再発行できません）。ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります（残額・残ポイントは引継ぎません）。

（払い戻し）

第 29 条 e m i c a 乗車券が不要になった場合は、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）にカードを提出することにより、当該カードの残額の払い戻しを請求することができます。この場合手数料として、1 枚につき 210 円を申し受けます。残額が 210 円以下の場合は、デポジット 500 円のみ払い戻しとなります。なお、残ポイントは払い戻しの対象になりません。

（当社の免責事項）

第 30 条 紛失あるいは盗難にあった e m i c a 乗車券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該 e m i c a 乗車券の払い戻しや S F の使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

第 4 章 I C 定期券

（発売）

第 31 条 e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）にて所定の用紙に必要事項を記入し、旅客に対し次の乗車券を発売します。

(1) 通勤定期乗車券

(2) 以外の旅客に対して発売します。なお、各定期券の割引率、区間、期間、その他割引率については、別に定める当社規定によります。

(2) 通学定期乗車券

学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 39 条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園するものに対して発売します。

（発売額）

第 32 条 I C 定期券の発売額は定期旅客運賃とし、e m i c a 乗車券を初めて購入する場合は、別途デポジット 500 円が必要となります。

（運賃の減算）

第 33 条 通用期間内の I C 定期券を使用し、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃を収受します。

2 通用期間開始前および通用期間終了日の翌日以降は、定期券としての効力はなく、e m i c a 乗車券として乗車区間に対する普通旅客運賃を収受します。

3 通用期間内の I C 定期券を使用し、割増しを適用する運行便に乗車する場合は、当該乗車区間の割増しを適用した普通旅客運賃と当該乗車区間の普通旅客運賃の差額を収受します。

(効力)

第 34 条 I C 定期券は、記名人以外は使用できません。I C 定期券の S F についても同様です。

(無効となる場合)

第 35 条 I C 定期券は次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
- (2) 偽造、変造または不正に作成された I C 定期券を所持している場合
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第 36 条 第 35 条の各号のいずれかに該当する場合は、当社運送約款により定められた普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて申し受けます。

(再発行)

第 37 条 I C 定期券は以下の場合に再発行をします。再発行には記名本人である証明が必要です。

- (1) 紛失あるいは盗難にあった I C 定期券について、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）に使用停止の手続きをされた方に対し、同一券種にて I C 定期券を再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行が可能ですが、S F の残額移行は使用停止手続きの 3 営業日以降となります。この際、手数料 520 円とデポジット 500 円を申し受けます。また、使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- (2) 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）に提出することにより同一券種にて再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行が可能ですが、S F の残額移行は使用停止手続きの 3 営業日以降となります。(旅客に責めがある場合は、手数料 520 円とデポジット 500 円が必要です。)

(再印字)

第 38 条 I C 定期券はその券面記載事項が不明となったときは使用することができません。

2 券面記載事項が不明となった I C 定期券は、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）で券面記載事項の再印字を請求することができます。

(払い戻し)

第 39 条 I C 定期券の定期旅客運賃の払い戻しは、e m i c a 乗車券取扱窓口（一部除く）にて、当社運送約款の規定により算出された当該カードの定期券残額の払い戻しを請求することができます（セーフティーパスを除く）。この場合手数料として、1 枚につき 520 円を申し受けます。残額が 520 円以下の場合は、払い戻しはありません。なお、e m i c a 乗車券が不要となった場合は、カードを提出することにより、デポジット 500 円を払い戻しいたします。

(当社の免責事項)

第 40 条 紛失あるいは盗難にあった I C 定期券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該 I C 定

期券の払い戻しやS Fの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

別表1 (第4条 e m i c a 乗車券の種類)

emica	券種	記名有無	対象	S F有効期限
	一般	記名式	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
	一般	無記名式	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
	一般 特割	記名式のみ	中学生以上の方での障がい者手帳等の交付を受けている方及び児童福祉法の適用を受けている方(介護人は対象外) 購入時証明書等提示必要	更新した日の翌年の同月末まで有効 10年間利用なしの場合失効
	小児	記名式のみ	小学生以下の方 購入時証明書等提示必要	小学校を卒業する年度の3/31まで有効
	小児 特割	記名式のみ	小学生以下の方で障がい者手帳等の交付を受けている方及び児童福祉法の適用を受けている方(介護人は対象外) 購入時証明書等提示必要	更新した日の翌年の同月末まで有効 小学校を卒業する年度の3/31まで有効

I C 定期券	券種	記名有無	対象	S F有効期限	
	通勤	一般	記名式のみ	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
		小児	記名式のみ	小学生以下の方 購入時証明書等提示必要	小学校を卒業する年度の3/31まで有効
		一般 特割	記名式のみ	中学生以上の方での障がい者手帳等の交付を受けている方及び児童福祉法の適用を受けている方(介護人は対象外) 購入時証明書等提示必要	更新した日の翌年の同月末まで有効 10年間利用なしの場合失効
	通学	一般	記名式のみ	通学を目的とする中学生以上の方 購入時証明書等提示必要	10年間利用なしの場合失効
		小児	記名式のみ	通学を目的とする小学生以下の方 購入時証明書等提示必要	小学校を卒業する年度の3/31まで有効
		一般 特割	記名式のみ	通学を目的とする中学生以上の方で障がい者手帳等の交付を受けている方及び児童福祉法の適用を受けている方(介護人は対象外) 購入時証明書等提示必要	更新した日の翌年の同月末まで有効 10年間利用なしの場合失効

別表 2 (第 7 条 取扱路線) 下記の路線では「e m i c a 乗車券」はご利用いただけません。

<p>予約指定制の高速バス路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速鳥羽大宮線・高速南紀大宮線・高速伊賀大宮線 ・ 四日市京都高速線・津京都高速線・四日市大阪高速線 ・ パールシャトル線
<p>各市町村等のコミュニティバス等 (ただし、下記は利用可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松阪市コミュニティバス (鈴の音バス)・鈴鹿市コミュニティバス (C-BUS) ・ 上野コミュニティバス (にんまる)・津市ぐるっとつーバス

別表 3 (第 7 条第 2 項 取扱路線)

下記の路線では精神障害者割引を受ける方に対して発行した特割カードはご利用いただけません。

<p>精神障害者福祉手帳の交付を受けている方への割引適用除外路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名中部国際空港線・四日市中部国際空港線・名古屋上野高速線・名古屋南紀高速線 ・ 名古屋長島温泉高速線・栄長島温泉高速線・岐阜長島温泉高速線・伊賀大阪高速線
--

別表 4 (利用ポイント付与率・付与方法)

1 か月累計精算運賃	ポイント付与率	ポイント付与方法
0 円 ～ 1,999 円	なし	毎月 1 日～月末日までの累計精算運賃×ポイント付与率にて算出される基本ポイント (1 ポイント未満切捨) を翌月以降の初乗車時に 1 ポイントを 1 円換算し 1 円単位で S F に付与します。
2,000 円 ～ 2,999 円	5%	
3,000 円 ～ 9,999 円	10%	
10,000 円 ～ 19,999 円	11%	
20,000 円 ～	12%	

附 則

(実施期日)

1. この約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(改正)

1. 平成 30 年 8 月 21 日
2. 令和 2 年 4 月 1 日